

令和2年11月4日

各施設管理者 様
各指定介護事業所管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の
一部改正について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する社会福祉施設等における感染拡大防止の留意点については、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（以下「留意点通知」という。）等において示されているところです。

今般、留意点通知について、次のとおり一部改正が行われましたので、ご参照いただき、感染拡大防止対策と職員への注意喚起や健康管理の徹底に、引き続き努めていただきますようお願いいたします。

【令和2年10月15日付け留意点通知改正通知】（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

なお、今回の主な改正点として、入所施設・居住系サービス事業所における施設内での面会の実施につきまして、これまで「感染経路の遮断という観点から」緊急やむを得ない場合を除き制限することとされていましたが、「感染経路の遮断」に加えて「つながりや交流が心身の健康に与える影響」という観点から今後は、地域における感染症の発生状況等を踏まえ、対応を検討することとされました。面会を実施される場合は、今回新たに追加された面会を実施する場合の留意事項を踏まえ、十分な感染防止対策を行ったうえで、実施していただきますようお願いいたします。その他、今回改正の詳細については、上記厚生労働省ホームページをご覧ください。

《ご参考》

大阪市ホームページにおいて、社会福祉施設等関係者の方向けに、**感染症対策の動画（市独自動画を含む）やチェックリスト（改訂版）**、万一感染等事案が発生した場合の本市への報告方法等を掲載していますのでご活用ください。

【大阪市ホームページ「介護保険事業者の方への情報提供について」】

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000497459.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局高齢者施策部

介護保険課（指定・指導グループ）

Tel:06-6241-6310 Fax:06-6241-6608

【ガイダンスが流れたら「4」

次のガイダンスが流れたら「1」】

大阪市からの通知文について、メールでの受信を希望される場合は、**kaigo-jigyousha@city.osaka.lg.jp** あてに次の内容で送信してください。

件名の入力：メールアドレスの登録について

本文の入力：施設名 及び 連絡先 並びに 担当者